

公募型プロポーザル方式に関わる手続開始のお知らせ

次のとおり、提案書の提出を求めます。

平成28年4月22日

世田谷区

1. 業務の概要

(1) 件名

風景づくりのガイドライン（屋外広告物編）作成業務委託

(2) 目的

屋外広告物は、不特定多数を対象として公共空間に向かって表現されるため、風景に大きな影響を与える大切な要素であり、魅力的な風景づくりを推進していくためには、屋外広告物を優良なものへ誘導していく必要がある。そのためには、屋外広告物を優良なものにするための啓発事業と、規制を含めた誘導が求められる。

そこで、世田谷にふさわしい屋外広告物のあり方をまとめたパンフレット「広告風景のデザインブック」(平成27年度の区民参加ワークショップを基に作成)を活用し、屋外広告物による風景づくりを広く周知し、理解を深めるための啓発事業を実施する。また、風景づくり条例に基づく建設行為等の届出や東京都屋外広告物条例などと連携して、屋外広告物設置者に周囲の風景に対し具体的な配慮を促せるよう景観法に基づく風景づくりのガイドライン（屋外広告物編）(以下、ガイドラインとする)を作成する。

本業務は平成28年度及び平成29年度の2ヵ年かけて行うものとする。

(3) 業務内容

<平成28年度委託概要>

1) 広告事業主及び屋外広告物業者等に対する啓発事業の企画及び資料作成業務

主に不動産オーナー・商店主等の広告事業主や屋外広告物業者を対象とした、屋外広告物による風景づくりへの理解を深めるための啓発事業の企画及びその実施に向けた資料作成を行う。

2) ガイドラインの方向性検討、方向性案（骨子）の作成

屋外広告物による風景づくりの将来像、目標設定の検討
ガイドラインの計画区域、措置の基準等の方向性の検討
屋外広告物に関する意見交換会等の開催
ガイドラインの方向性案（骨子）の作成

3) 各種調整支援、会議用資料の作成

屋外広告物の規制・誘導のあり方を検討・調整するための会議等において、会議の資料作成及び運営支援を行う。

4) 報告書の作成

<平成29年度委託概要>

- 1) 区民意識の把握
 - 屋外広告物に関する意見交換会等の開催
 - パブリックコメントの実施支援
- 2) ガイドライン素案の作成
 - 計画区域の検討
 - 計画区域の行為の制限の検討
 - ガイドライン素案の作成、編集
- 3) ガイドライン案の作成
- 4) 各種調整支援、会議用資料の作成
 - 屋外広告物の規制・誘導のあり方を検討・調整するための会議等において、会議の資料作成及び運営支援を行う。
- 5) 報告書の作成

(4) 履行期間

契約締結の日から平成29年3月28日まで

委託契約は年度ごとに行い、履行内容が良好と認められること、予算案が区議会で議決されることを条件として平成29年度の契約を認める。

業務内容・スケジュールが大きく変更になる場合は契約を締結しない場合がある。

2. 参加資格条件

次に掲げる条件を全て満たす法人とする。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しないこと
- (2) 世田谷区の物品買入れ等競争入札参加資格を有し、営業種目「都市計画・交通関係調査業務(取扱品目:地域・地区計画)」または「環境アセスメント関係(取扱品目:景観)」に登録があること
- (3) 世田谷区から入札参加禁止又は指名停止の措置を受けている期間中でないこと
- (4) 会社更生法第17条第1項に基づく更正手続き開始申立てまたは民事再生法第21条第1項に基づく民事再生手続き開始の申立てをしていないこと
- (5) 平成19年度以降、本業務と同種または類似業務を行った実績を有すること

【同種業務】

- ・他の自治体における、屋外広告物に関する誘導指針作成のための調査検討業務(改定を含む)

【類似業務】

- ・世田谷区及び他の自治体における、景観法に基づく景観計画の策定及び景観計画の運用等に関する業務(誘導指針の検討、景観計画区域の検討等)

3. 提案書の提出者を選定するための基準

本件では提出者の選定は行わず、参加資格の確認のみを行う。

4. 提案書を特定するための評価基準

- 1) 基本事項
- 2) 企業実績
- 3) 技術者実績
- 4) 業務実施体制
- 5) 特定テーマに対する提案
- 6) 業務実施方針
- 7) 資料作成能力
- 8) ヒアリング（専門技術力、取り組み姿勢、コミュニケーション能力）
- 9) 参考見積の妥当性

5. 手続等

(1) 担当部課

都市整備政策部都市デザイン課都市デザイン企画調整担当 一坪、高野(内2039)
〒154-8504 世田谷区世田谷4-21-27 (第3庁舎2階26番窓口)
電話: 03-5432-2039 / FAX: 03-5432-3084
E-mail: sea02092@mb.city.setagaya.tokyo.jp

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

- 1) 交付期間: 平成28年4月22日(金)から平成28年5月12日(木)まで
- 2) 交付場所、方法

世田谷区ホームページより閲覧、ダウンロード

[トップページ](#)

[くらしのガイド](#)

[風景づくり](#)

上記(1)にて窓口配布(土日を除く午前8時30分から午後5時まで)

(3) 参加表明書の提出期限、提出場所及び方法

- 1) 期 限: 平成28年5月12日(木)午後5時まで(必着)
- 2) 場 所: 上記(1)
- 3) 方 法: 持参または郵送(宅急便や書留等、送達確認ができるものに限る)

(4) 質疑及び回答(企画提案書に係る質問について)

- 1) 期 限: 平成28年5月17日(火)午後5時まで
- 2) 提 出 先: 都市デザイン課

メールアドレス【SEA02092@mb.city.setagaya.tokyo.jp】

- 3) 提出方法: 質問は、Eメールにより行うものとする。なお、件名は「屋外広告物のデザイン誘導指針等作成業務委託プロポーザル質問(会社名)」と明記し、貴社の担当窓口の部署、氏名、電話、ファクシミリ番号及びEメールアドレスを併記すること。なお、電話での質問には応じない。

4) 回答方法：参加者全員に電子メールにて回答する。

5) 回答予定日：平成28年5月20日(金)

(5) 提案書の提出日、提出場所及び方法

1) 期 限：平成28年5月16日(月)から平成28年6月1日(水)午後5時まで
(必着)

2) 場 所：上記(1)

3) 方 法：持参または郵送(宅急便や書留等、送達確認ができるものに限る)

6. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨：日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 契約保証金：免除

(3) 契約書作成の要否：要

(4) 当該業務に直接関連する他の委託契約を当該業務の委託契約の相手先との随意契約により締結する予定の有無：無

(5) 関連情報を入手するための照会窓口：上記5.(1)

(6) 区は、この案件に参加を表明した者及び提案書を提出した者の商号・名称並びに提案書を特定した理由(審査経過等)を公表することができる。

(7) 詳細は、上記5.(2)の説明書による。